厚生労働省
佐賀労働局

Press Release

佐賀労働局発表
令和8年11月16日

報道関係者　各位

【照会先】
佐賀労働局労働基準部監督課
監督課長　福田貴裕
地方労働基準監察監督官　橋本剛
直通電話　0952-32-7169

外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った令和7年の監督指導等の状況を公表します

佐賀労働局（局長　田之上英治）は、このたび、局内の労働基準監督署が令和7年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導や労働災害等の状況について取りまとめましたので、公表します。（詳細は別紙参照）

※　技能実習生　我が国での技能等の修得等を通じた人材育成により国際貢献を行うことを目的とする制度
※　特定技能外国人　一定の専門性や技能を有する「即戦力となる外国人材」により深刻な人手不足に対応するための制度

佐賀労働局における令和7年の監督指導等の概要

【技能実習生関係】

■　技能実習生が在籍する、労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した158事業場のうち96事業場（60.8%）でした。

■　主な違反事項は、多い順に①衛生基準（14.6%）、②安全基準（12.0%）、③労働条件の明示（10.8%）、健康診断結果についての医師等からの意見聴取（10.8%）、④年次有給休暇（10.1%）でした。

■　技能実習生が被災した、休業4日以上の労働災害件数は19件（死亡災害なし）でした。

【特定技能外国人関係】

■　特定技能外国人が在籍する、労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した119事業場のうち78事業場（65.5%）でした。

■　主な違反事項は、多い順に①労働条件の明示（15.1%）、②賃金の支払（14.3%）、③割増賃金の支払（13.4%）、年次有給休暇（13.4%）、④労働時間（11.8%）、安全基準（11.8%）、衛生基準（11.8%）でした。

■　特定技能外国人が被災した、休業4日以上の労働災害件数は16件（死亡災害なし）でした。

労働局や労働基準監督署は、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施しており、引き続き、外国人技能実習機構や県内の外国人支援機関等の関係機関と連携を図りながら、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検手続を行うなど厳正に対応していきます。

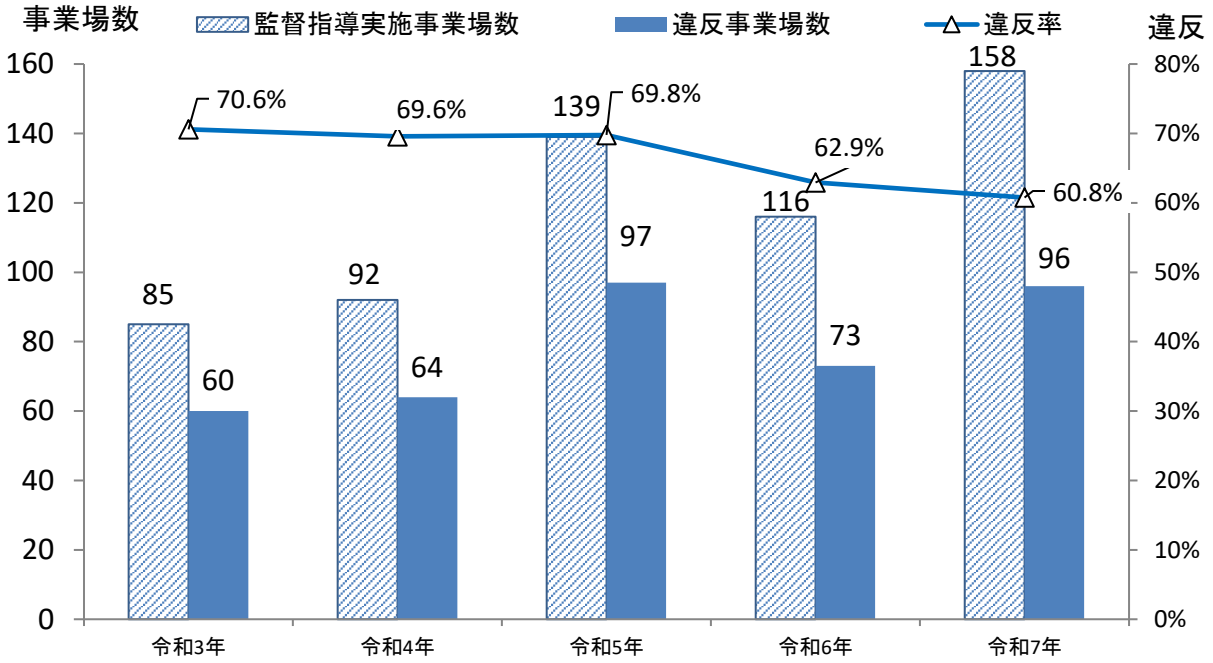
（別紙1）技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和7年）
（別紙2）特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和7年）

【別紙1】

技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等の状況

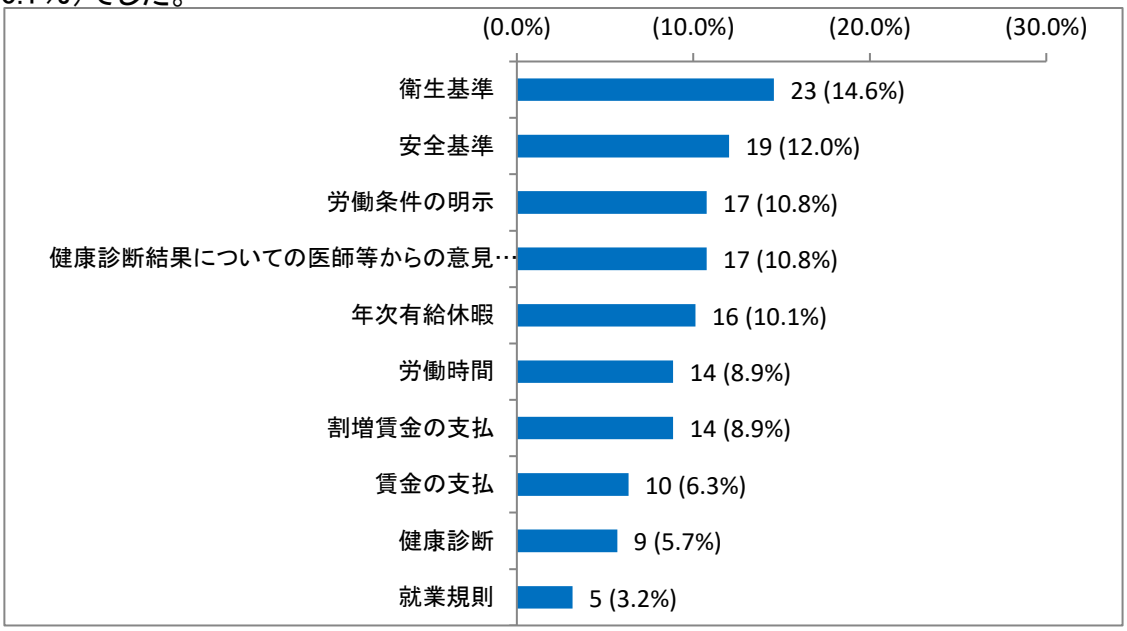
1　監督指導の状況

⑴　令和7年に佐賀労働局管内の労働基準監督署において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる158事業場に対して監督指導を実施したところ、その60.8%に当たる96事業場で同法令違反が認められました。



＜注＞違反は技能実習生を雇用する事業場に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

⑵　主な違反事項は、多い順に①衛生基準（14.6%）、②安全基準（12.0%）、③労働条件の明示（10.8%）、健康診断結果についての医師等からの意見聴取（10.8%）、④年次有給休暇（10.1%）でした。



＜注＞　違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

⑶　監督指導事例には、以下のようなものがありました。

事例1

機械の運転を停止させずに清掃作業を行わせたことについて指導

＜概　要＞
　技能実習生に対し、ベルトコンベヤーの運転を停止させずに、清掃作業を行わせていたところ、左環指をベルトコンベヤーに挟まれ負傷したもの。

＜指導内容＞
　ベルトコンベヤーの清掃を行わせる際は、運転を停止させるよう是正勧告。

事例2

最低賃金額以上の金額で賃金を支払っていなかったことについて指導

＜概　要＞
　工場内の作業等に従事する技能実習生について、賃金（月給制）を佐賀県最低賃金額以上で支払っていなかったこと。

＜指導内容＞
　佐賀県最低賃金額以上の金額で支払うよう是正勧告。

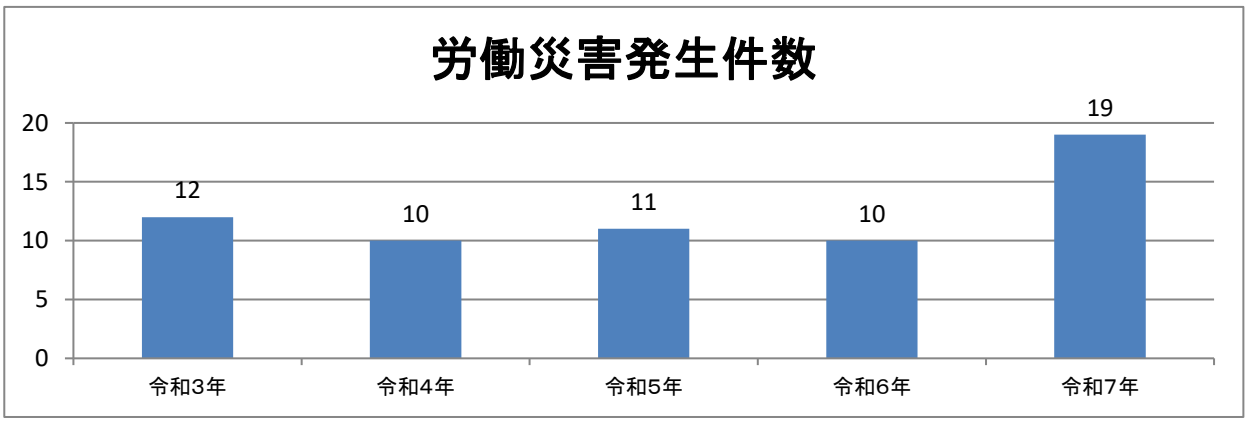
事例3

定期賃金等の未払について指導

＜概　要＞
　建設会社が技能実習生に対し、早出の時間外割増賃金を支払っていなかったこと。
＜指導内容＞
　未払の時間外割増賃金を支払うよう是正勧告。

2　労働災害発生状況

令和7年の技能実習生に係る休業4日以上の労働災害発生件数は19件でした。

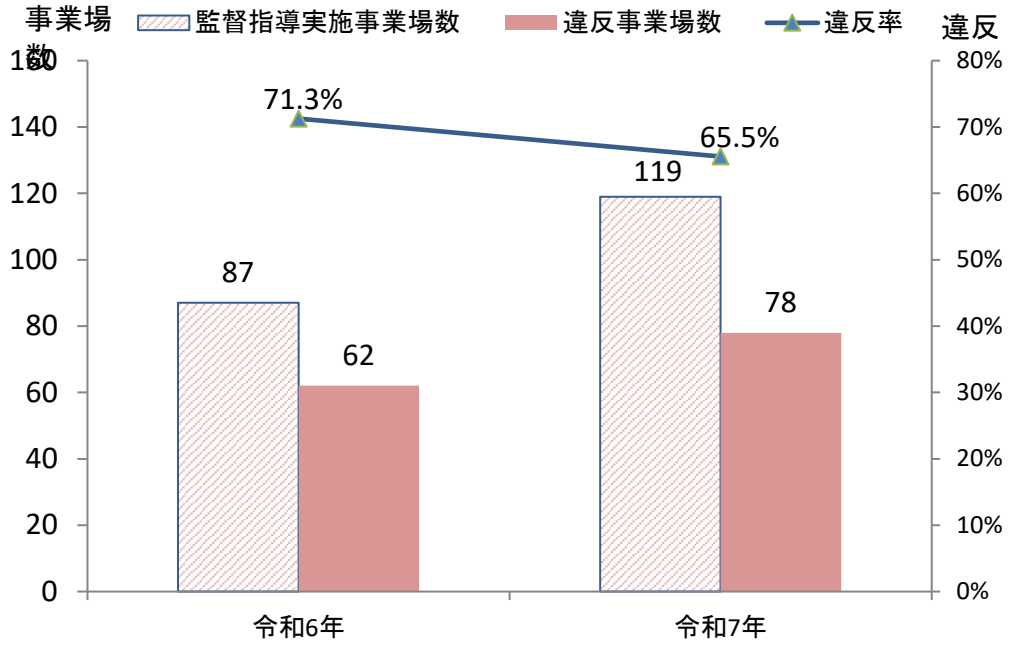


【別紙2】

特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況

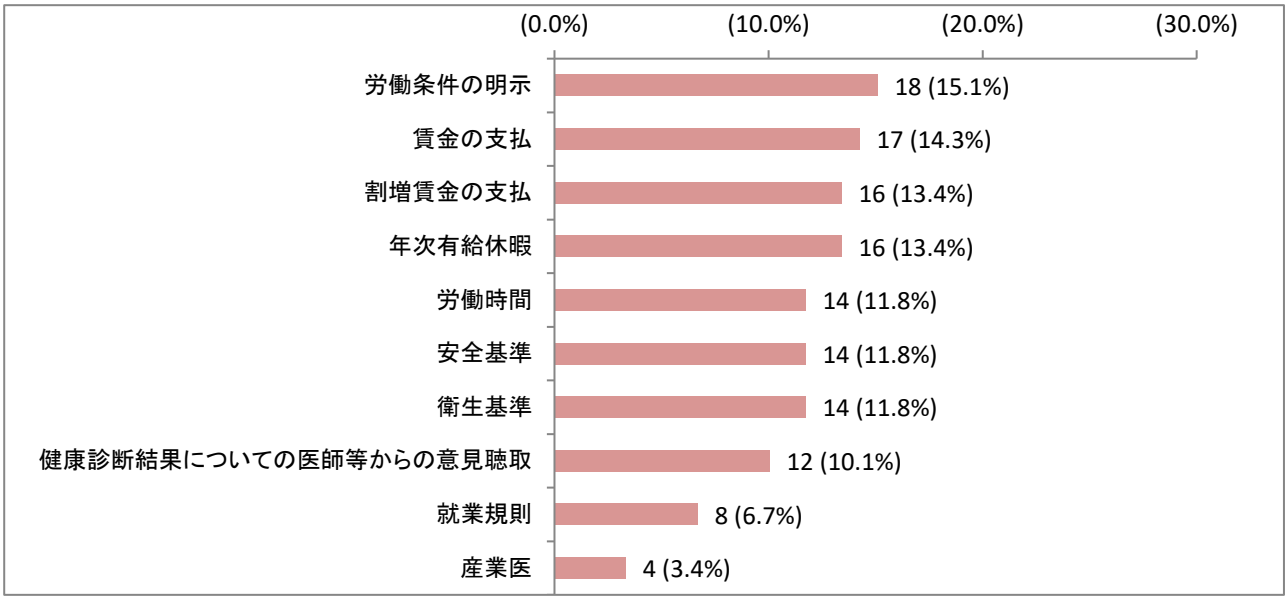
1　監督指導の状況

(1)　令和7年に佐賀労働局管内の労働基準監督署において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる119事業場に対して監督指導を実施したところ、その65.5%に当たる78事業場で同法令違反が認められました。



＜注＞違反は特定技能外国人を雇用する事業場に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

(2)　主な違反事項は、多い順に①労働条件の明示（15.1%）、②賃金の支払（14.3%）、③割増賃金の支払（13.4%）、年次有給休暇（13.4%）、④労働時間（11.8%）、安全基準（11.8%）、衛生基準（11.8%）でした。



＜注＞　違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

⑶　監督指導事例には、以下のようなものがありました。

事例1

機械の運転を停止させずに清掃作業を行わせたことについて指導

＜概　要＞
　特定技能外国人に対し、スライサーの運転を停止させずに、詰まった材料の除去作業を行わせたところ、指が刃部に接触し負傷したもの。

＜指導内容＞
　刃部の異物の除去、清掃を行わせる際は、機械の運転を停止させるよう是正勧告。

事例2

週40時間を超える労働に対する時間外割増賃金を支払わなかったことについて指導

＜概　要＞
　労働者10人以上の飲食店において、週40時間を超える労働に対する時間外割増賃金を支払っていなかったもの。

＜指導内容＞
　今後の支払適正化、及び未払分を支払うよう是正勧告。

事例3

年次有給休暇を年5日以上取得させなかったことについて指導

＜概　要＞
　調理の業務に従事する特定技能外国人について、年5日の取得義務対象となる労働者であるのにこれを取得させていなかったもの。

＜指導内容＞
　日本人を含む同様の未取得者に対し、取得させるよう是正勧告。

2　労働災害発生状況

令和7年の特定技能外国人に係る休業4日以上の労働災害発生件数は16件でした。

